

（岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金）
住宅用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用型）に係る誓約書

私は、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱に基づき、当該補助金の交付を受けるに当たり、下記の内容について了承し、遵守することを誓約します。

記

誓約事項の内容	
(1)	整備する対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。
(2)	法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
(3)	補助対象事業の実施に伴い、対象設備の補助対象経費が、国が実施するその他の補助制度に係る補助対象経費に該当しないこと。
(4)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。
(5)	電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
(6)	<p>再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の (a) ～ (k) を遵守すること。</p> <p>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>(d) 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。</p> <p>(e) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(f) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(g) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切に協力すること。</p> <p>(h) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(i) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（岡崎市条例を含む。）の規定を遵守すること。</p>

	<p>(j) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p>
(7)	当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。
(8)	対象設備の発電電力量等の計測器が設置されること。
(9)	指定する期間において、対象設備により発電した電力量等の記録を報告するものとし、その報告の様式は、第14号により行うこと。
(10)	発電量は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方とし、10kW未満の設備であること。
(11)	対象設備を設置する場所における小売電気事業者との電灯契約については、岡崎市地産地消再エネ事業者登録制度に登録のある小売電気事業者が供給する地産電力メニューと契約すること。また、対象設備により発電した余剰電力についても岡崎市地産地消再エネ事業者と売電契約を締結すること。
(12)	補助対象事業の実施に際して2者以上からの見積りを取り、比較検討をした上で、交付申請すること。
(13)	対象設備を設置する所在地は店舗や事務所・賃貸住宅などとして使用する収益を得るための事業部分が合わさった建物ではなく、また、個人で継続して事業を営む個人事業主ではないこと。
(14)	その他岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱を遵守すること。また、当該交付要綱を遵守しないことにより補助金の交付決定が取り消されても、岡崎市に対し異議を申し立てないこと。
(15)	交付決定の取り消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく岡崎市の指示に従い返還、納付すること。

令和.....年.....月.....日

申請者の氏名



※必ず記名押印としてください。